

三重県地域公共交通協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、三重県地域公共交通協議会という。

(目的)

第2条 三重県地域公共交通協議会は、次に掲げる事項を協議するため設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく三重県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施、同法第7条の2第1項に規定される計画の調査、分析及び評価、並びに計画の変更に関すること
- (2) その他県内における地域公共交通の確保及び利用促進策等に関すること

(事業)

第3条 三重県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通の確保・維持・改善に資する調査及び利用促進のための事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 委員

(委員)

第4条 協議会は、別表1に掲げる者を委員として組織する。

2 委員の委嘱に関して必要な事項は、第7条の会長が別に定める。

(届出)

第5条 委員は、その氏名、住所又は委員が属する団体の名称、所在地に変更があったときは、遅滞なく、第7条に規定する会長にその旨を届け出なければならない。

(委員の報償費等)

第6条 委員には、別途定めるところにより、報償費を支払うことができる。

2 委員には、協議会用務に係る費用を弁償することができる。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

- 2 会長は、三重県地域連携・交通部副部長兼交通政策統括監をもって充てる。
- 3 副会長は、国土交通省中部運輸局三重運輸支局長と学識経験者をもって充てる。
- 4 監事は、会長が指名する。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表するとともに、総会の議事を運営する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。また、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること
 - (2) 前号において不整な事実を発見した際の総会招集と、総会への報告

(役員及び委員の任期)

第9条 役員及び委員の任期は、3年以内で会長が定める期間までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。ただし、総会を開催する日の7日前までに、その役員に書面で通知し、議決前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

(事務局)

第12条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、三重県地域連携・交通部交通政策課に置く。
- 3 事務局は、次に掲げる者で組織する。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局職員
- 4 事務局長は、三重県地域連携・交通部交通政策課長をもって充てる。
- 5 事務局職員は、三重県地域連携・交通部交通政策課職員及び必要な三重県職員をもって充てる。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回以上開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 委員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき

(2) 第8条第3項第2号の規定により監事が招集したとき

(3) その他会長が必要と認めるとき

4 総会は、原則として公開する。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると会長が認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(総会の招集)

第14条 前条第3項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

3 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会長は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること

(2) 事業報告及び収支決算に関すること

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること

(4) 第3条各号に関すること

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の議決方法等)

第16条 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

2 委員は、総会において、第14条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

3 総会の議事は、議長を除く議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、第14条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第14条第3項及び前条の規定の適用については、第1項の規定により議決権行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第18条 委員は、総会で協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第19条 事務局は、総会の議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 委員の現在数、当該総会の出席者及び第17条第4項の規定により当該総会に出席したとみなされた者の数、氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録には、当該総会に出席した委員のうちからその総会において会長が選任した議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 専門部会

(バス専門部会)

第20条 協議会に、バス専門部会を置く。

- 2 バス専門部会は、別表2に掲げる構成員で組織する。
- 3 バス専門部会は、必要に応じバス専門部会長が招集する。
- 4 バス専門部会は、次に掲げる事項を議決し、その結果を協議会に報告するものとする。
 - (1) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の地域協議会として、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく路線の休止又は廃止に関すること
 - (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）（以下「国要綱」という。）第2編第1章における地域公共交通計画に関すること
- 5 やむを得ない理由により出席できない構成員は、その指名する者を代理人として出席させることができる。
- 6 バス専門部会の議事は、総会に関する規定に準じて行う。

(地域バス部会)

第21条 バス専門部会に、地域バス部会を置く。

- 2 地域バス部会は、別表3に掲げる地域ごとに別表4に掲げる構成員で組織する。
- 3 地域バス部会は、必要に応じ地域バス部会長が招集する。
- 4 地域バス部会は、別表3に掲げる地域における前条第4項各号に関する事項について調整、検討を行い、その結果をバス専門部会に報告するものとする。
- 5 やむを得ない理由により出席できない構成員は、その指名する者を代理人として出席させることができる。

(バリアフリー化部会)

第22条 協議会に、バリアフリー化部会を置く。

- 2 バリアフリー化部会は、別表5に掲げる構成員で組織する。
- 3 バリアフリー化部会は、必要に応じバリアフリー化部会長が招集する。
- 4 バリアフリー化部会は、国要綱第75条に掲げる計画について協議し、その結果を協議会に付議するものとする。
- 5 やむを得ない理由により出席できない構成員は、その指名する者を代理人として出席させることができる。

第6章 業務の執行等

(業務の執行)

第23条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次に掲げる規程による。

- (1) 三重県地域公共交通協議会事務処理規程
- (2) 三重県地域公共交通協議会財務規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 事務局は、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 協議会が解散した場合の措置

(協議会が解散した場合の措置)

第25条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第8章 雑則

(委任)

第26条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和４年３月23日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員及び委員の任期については、第９条第１項の規定にかかわらず、令和５年３月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、令和４年６月23日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和４年８月26日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和５年５月31日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和６年５月24日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和７年７月23日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

委員

国土交通省中部運輸局三重運輸支局長
国土交通省中部運輸局交通政策部交通企画課長
三重県市長会事務局長
三重県町村会事務局長
別表 3 に掲げる各地域の市町地域交通担当部長等各 1 名以上
公益社団法人三重県バス協会専務理事
一般社団法人三重県タクシー協会専務理事
三重交通労働組合書記長
三重交通株式会社バス営業部長
三重近鉄タクシー株式会社担当役員
近畿日本鉄道株式会社鉄道本部名古屋統括部運輸部長
津エアポートライン株式会社担当役員
別表 3 に掲げる各地域の住民代表各 1 名以上
三重県県土整備部道路管理課長
三重県県土整備部港湾・海岸課長
三重県警察本部交通部交通規制課長
学識経験者
三重県地域連携・交通部副部長兼交通政策統括監

別表 2（第20条関係）

バス専門部会構成員

部会長	三重県地域連携・交通部交通政策課長
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官
	別表 3 に掲げる関係地域の市町地域交通担当課（室）長各 1 名以上
	別表 3 に掲げる関係地域の関係バス事業者担当課長

別表 3（第21条関係）

地域バス部会地域区分

北勢地域	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢地域	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩地域	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀地域	名張市、伊賀市
東紀州地域	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

別表 4（第21条関係）

地域バス部会構成員

部会長	三重県地域連携・交通部交通政策課長
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官
	別表 3 に掲げる地域の市町地域交通担当課（室）長
	別表 3 に掲げる地域のバス事業者担当課長及び営業所長

別表 5（第22条関係）

バリアフリー化部会構成員

部会長	子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課長
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局首席運輸企画専門官
	部会長が指名する市町の地域交通担当課(室)長
	部会長が指名する事業者の担当部長等